

援护基金募集平成19年度奖学金申请者

えんごきぎん へいせい ねん どしょうがくせいほしゅうちゅう 援護基金で平成19年度奨学生募集中

(財)中国残留孤儿援护基金开始募集平成19年度奖学金申请者。募集对象为升入日本的①高中、②大学、③升入专科学校(以高中毕业为对象)的遗华孤儿第一代及其配偶、第二代及第三代(仅包括③中第二、第三代之配偶)学生约计30名。同时,还募集数名升入大学或专科学校进修专业课程,而到教学机构学习日语的学生。办理奖学金申请手续截止到明年1月31日,敬请加以注意。

详细内容,请参看下页。咨询时,请务必以书面形式与下述单位联系。

联系单位:(財)中国残留孤儿援护基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-5-8 オ
フィス虎ノ門1ビル7楼
TEL: 03-3501-1050、FAX: 03-3501-1026



ざいだんほうじんちゅうごくざんりゅうこじ
(財)中国残留孤儿援護基金で
は、平成19年度の奨学生を募集していま
す。対象者は日本の①高等学校、②大学、
③専修学校等に入学する帰国者一世、
その配偶者、二世及び三世(③のみ二・三
世の配偶者を含む)で、合わせて30名程度
募集しています。また、大学や専修学校の専
門課程に進学するために必要な日本語を
習得するための教育機関へ入学する人
も若干名募集しています。申し込みは、来
年1月31日までとなっていますので、ご
ちゅうい
注意ください。

しょうさい じべーじ とあ
詳細は次頁のとおりですが、お問い合
わせの際は、必ず文書でお願いします。

さぎ
問い合わせ先:(財)中国残留孤儿援護基金
〒105-0001 とうきょうとみなとくらのもん
-8 オフィス虎ノ門1ビル7階
あひす びる かい

TEL:03-3501-1050、FAX:03-3501-1026

平成 19 年度奨学生募集概要

1. 宗旨

中国帰国孤児、樺太帰国者及他们的子女等，为了在日本社会自立，有必要学习和掌握一定的知识或技能，对希望升入高中、大学及专科学校时，借给必要的就学资金。

2. 募集对象

(1) 对已经回日本定居的遗华日本人和遗留在樺太的日本人本人以及他们的配偶、二代及三代希望进入下述学校学习，在该学校等的学习，被认为有助于遗华日本人家庭的自立，并且自备学费困难的人，将可成为本项援助的对象。

- ① 高等学校 (高中)
- ② 大学
- ③ 专科学校 (以高中毕业为对象。以下同)、培养护士学校及其他的培养人材设施等 (以下简称「专科学校等」)。理事长认为，学习毕业后，凭借所学到的技术、技能，对就职能起到一定的作用并能取得资格，有利于就业 (只限③项中，二代及三代的配偶也可以成为援助的对象)。

(2) 归国孤児等の二代、三代中，来日时间为3年以内，并希望进入大学或专门学校学习专门课程，事先进入与该大学考试同等水平的学习日语的教育机关 (日语学校) 者。



平成 19 年度奨学生募集案内

1. 趣旨

中国帰国孤児及び樺太帰国者並びにその子弟等が日本社会で自立するため、必要な知識及び技能を習得しようとして、高等学校、大学及び専修学校等に入学する場合、その就学に必要な資金を貸与します。

2. 対象者

(1) 日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人並びにその配偶者、子及び孫であって次に掲げる学校等に入学し、当該学校での就学が残留邦人世帯の自立に役立つと認められ、かつ、学費の弁が困難な場合とします。

- ① 高等学校
- ② 大学
- ③ 専修学校、看護師養成所その他の養成施設等 (以下「専修学校等」という。) であって卒業後、就職に役立つための技術、技能又は資格を修得することが可能であると理事長が認める場合とします。(③項に限り、二世及び三世の配偶者も対象とする。)

(2) 帰国孤児等の子、孫のうち、日本への帰国後の経過年数が3年以内であって、大学又は専修学校の専門課程に進学を志望し、前もって大学受験と同等レベルの日本語を習得するための教育機関へ入学する場合とします。

3. 募集人数

- (1) 高等学校(高中) 15人左右
 大学、专科学校 15人左右
 合計 30人左右
- (2) 日语教育机关(日语学校) 若干名

	高等学校	大学	专科学校等	日本語学校
入学金	入学時 5万日元	入学時 規定在 30万日元以内	入学時 規定在 50万日元以内	
奨学金	月額 1万日元	月額 規定在 3万日元以内	月額 規定在 3万日元以内	年額 規定在 55万日元以内

4. 就学資金の種類和貸款額

5. 貸款期限

原则上从入学时开始(如是在校生, 则从平成19年4月开始)到毕业时止。

但是, 对于到日语教育机关(日语学校)学习的人, 貸款期间, 自平成19年4月入学时开始至20年3月学习结束止。

6. 申請手續及申請截止日期

请将所規定的申請書及必要的材料备齊, 于平成19年1月31日止, 提交到本援護基金。

【申請時所需提出的材料】

- (1) 就学資金貸款申請書(正、反两面均要填寫。背面的连带保證人一項要特別注意。连带保證人必須要有一定的收入, 並要由连带保證人親自填寫、蓋章)。
- (2) 成績證明書(申請升學者, 要求畢業學校的校長; 在校生, 要求現在學校的校長所發行的成績證明書)。
- (3) 納稅證明書或能夠代替所得收入的證明材料(接受生活保護的家庭, 請提交接受生活保護證明書)。
- (4) 本人符合募集對象的證明材料(同遺華日本人一起來日的人, 要提交「引揚證明書」、「自立準備金支給決定通知

3. 募集人員

- (1) 高等学校 15名程度
 大学・專修學校 15名程度
 合計 30名程度
- (2) 日本語教育機關 若干名

4. 就学資金の種類及び貸与額

区分	高等学校	大学	專修學校等	日本語教育機關
入学資金	入学時 5万円	入学時 30万円以内	入学時 50万円以内	
奨学金	月額 1万円	月額 3万円以内で別に定める額	月額 3万円以内で別に定める額	年額 55万円以内で別に定める額

5. 貸与期間

原則として入学時(在學生の場合は平成19年4月)から卒業時まで貸与します。ただし、日本語教育機關については、平成19年4月の入学時から平成20年3月の修了まで貸与します。

6. 申請手續き及び申請締切

所定の申請書に必要書類を添付し、平成19年1月31日までに当援護基金に必着するように提出して下さい。

【申し込み時に提出する書類】

- (1) 就学資金貸与申請書(表と裏。裏面の连带保證人欄は、连带保證人になれるのは一定の収入のある方。连带保證人ご本人が記入すること。)
- (2) 成績證明書(進学にあたって申請

書]、「永住帰国者証明書」の复印件。
 遺華日本人帰国後、自费来日本的人、
 要提交遺華日本人的「自立準備金支給
 決定通知書」,以及同遺華日本人的亲属
 关系公证书等的复印件,或者其他能够
 证明申请者本人的来日年月日的材
 料)。

(5) 予定升入学校の内容紹介(案内
 書)(记有学校名、学部、学科、入学金、
 学费的部分即可)。

7. 決定

根据申请材料进行审查,升学(在学)
 确认后,由本援护基金将其结果直接通知
 本人,必要时,将要发内定通知書。

8. 贷款手續

收到決定通知書或内定通知書人,借
 贷就学資金时,一定要提交誓約書和其他
 必要的材料。

9. 还款方法

毕业(结业)后,一年还3万日元以上,
 20年以内还清(高中生13年以内),但无
 利息。

10. 其他

现正接受生活保护的家庭,想进入大
 学或专科学校学习时,其本人的生活保护
 有可能要被取消。



する者は、前在学学校長、在学中の
 者は在学学校長の発行するもの。)

(3) 課税証明書又はこれにかわる所得
 を証明できる書類。(生活保護を受け
 ている世帯は、生活保護受給証明書。)

(4) 対象者を証明できる書類(残留邦人
 と一緒に来られた方は、引揚証明書、
 自立支度金の支給決定通知書、永
 住帰国者証明書で結構です。呼び寄せ
 で来られた方は、残留邦人の自立支度金
 の支給決定通知書、残留邦人との親族
 関係公証書等のコピー、申請者本人
 の来日年月日を証明するもの。)

(5) 入学する学校の案内書(学校名、学
 部、学科、入学金、授業料の部分だ
 けで結構です。)

7. 決定

申請書類により審査を行い入学(在
 学)を確認した後基金から通知します
 が、必要な場合は内定を通知します。

8. 貸与手續

決定通知又は内定通知を受けた者は、就
 学資金の返還を行うことの誓約書その
 他の書類を提出します。

9. 返還の方法

卒業(修了)後、年間3万円以上、20
 年以内とします。(高校生の場合は13
 年以内)ただし無利子とする。

10. その他

生活保護受給世帯の者で大学及び専修
 学校等に就学される場合は、その方の生活
 保護が打ち切られることがあります。